



義援金の申請・受付期限を延長しました

平成30年7月豪雨災害の被災者に、市内外から寄せられた義援金を県および市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分しています。

災害義援金の申請および受付期限が令和4年6月30日(木)まで延長されました。

すでに義援金の配分を受けている人は、追加配分は登録している指定口座に振り込みます(再申請不要)。義援金の配分対象(住家被害を受け、罹災証明書の交付を受けた世帯など)で、まだ配分を受けていない人は申請が必要です。期限までに申請手続きを行ってください。

問 財政課財政係 ☎49-7008
FAX 24-1123



ID:0038561

国民年金保険料の免除

内 平成30年6月分から令和2年6月分までの国民年金保険料を免除(年度ごとに申請が必要)

対 国民年金第1号被保険者で、平成30年7月豪雨により被害が最も大きい財産(住宅・家財・宅地など)に係る損害が2分の1以上

申 令和4年7月31日(日)まで

問 市民課国民年金係 ☎24-1111内線2133
FAX 24-1122または宇和島年金事務所 ☎22-5344



ID:0044745

被災者生活再建支援金(加算支援金)

平成30年7月豪雨により住宅被害があった被災世帯の世帯主に対し、支援金が支給されます。

内 ▶全壊解体、大規模半壊:建設・購入200万円、補修100万円、賃貸住宅50万円

対 次のいずれかに当てはまる世帯

▶住宅が全壊または大規模半壊

▶半壊または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した

申 8月4日(水)まで(執務時間中)

問 福祉課福祉総務係 ☎24-1111内線3126または各支所福祉環境係



ID:0039805

被災者生活・健康支援

被災者生活の心と健康についての相談を随時受け付けています。ひとりで抱え込まず気軽に相談してください。

問 保険健康課成人保健係 ☎24-1111内線2182
FAX 24-1124または各支所健康推進係

見守り相談支援事業

災害からの生活再建に向けた相談の受付や被災された人の訪問相談を行っています。相談については地域支え合いセンターへ電話してください。

問 福祉課福祉総務係 ☎24-1111内線3126
または地域支え合いセンター(社会福祉協議会吉田支所内) ☎52-3115